

伊賀市告示第 198 号

伊賀市出納員等設置規則(平成 16 年伊賀市規則第 75 号)第 4 条第 1 項の規定により令和 5 年 7 月 1 日付けで現金取扱員を任命したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 7 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

現金取扱員

会計年度任用職員 坂元 雅遊亀 地域連携部住民自治推進課現金取扱員

伊賀市告示第 194 号

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 3 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

整理 番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
1 級 1021	依那古花之木線	起点 伊賀市上之庄字中井 1294 番 6 地先 終点 伊賀市上之庄字池ノ尻 1574 番 2 地先	令和 5 年 7 月 3 日

伊賀市告示第 195 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 26 年伊賀市告示第 177 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 7 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

丸柱区

代表者の氏名 中井 洗一

代表者の住所 伊賀市丸柱 1258 番地の 2

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 森岡 一夫

新代表者の氏名 中井 洗一

旧代表者の住所 伊賀市丸柱 1233 番地の 2

新代表者の住所 伊賀市丸柱 1258 番地の 2

3 変更の年月日

令和 5 年 5 月 28 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 196 号

伊賀市消防団支援団員に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年7月11日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市消防団支援団員に関する要綱の一部を改正する告示

伊賀市消防団支援団員に関する要綱（平成20年伊賀市告示第168号）の一部を次のように改正する。

第1条中「支援団員」の次に「(以下「支援団員」という。)」を加える。

第2条中「支援団員に」を「支援団員として伊賀市消防団（以下「消防団」という。）に」に、「様式第1号）を」を「様式第1号）により」に改める。

第3条中「支援団員」の次に「の任用の基準」を加え、「各分団」を「消防団の管轄区域」に、「もの」を「こと」に改める。

第4条中「の各号」を削り、「掲げる」の次に「ところにより」を加える。

第5条中「支援団員が」を「支援団員は、消防団を」に、「場合」を「とき」に、「様式第2号）を」を「様式第2号）により」に改め、同条後段及び各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 消防団長は、支援団員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支援団員に消防団の退団を促すことができる。

(1) 年1回の訓練又は研修を受けなかったとき。

(2) 消防活動に耐えられないと消防団長が認めるとき。

第6条中「すべて」を「全て」に改める。

第7条中「所属の分団管轄」を「所属する分団の管轄区域」に、「のみに」を「このみに」に、「こととし、式典及び訓練（第4条に規定する訓練又は研修を除く。）」を「ものとし、第4条の規定により訓練等を受ける場合を除き、式典及び訓練等」に改め、「ものとする」を削る。

第8条を次のように改める。

(貸与品)

第8条 支援団員に貸与する用品は、ヘルメット、法被及び長靴とする。

別図第1及び別図第2を削る。

附 則

この告示は、令和5年7月11日から施行する。

伊賀市告示第 197 号

令和 5 年伊賀市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 5 年 7 月 11 日

伊賀市長 岡 本 栄

- 1 招集の日時 令和 5 年 7 月 18 日 (火) 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊賀市議会議場

伊賀市告示第 199 号

伊賀市地域福祉計画推進本部設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年7月21日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市地域福祉計画推進本部設置要綱の一部を改正する告示

伊賀市地域福祉計画推進本部設置要綱（平成18年伊賀市告示第177号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「健康福祉部次長」の次に「(医療生活福祉担当)」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

企画振興部	地域創生課長
	文化振興課長
	交通政策課長
地域連携部	住民自治推進課長
人権生活環境部	人権政策課長
	同和課長
	多文化共生課長
健康福祉部	医療福祉政策課長
	障がい福祉課長
	生活支援課長
	こども未来課長
	子育て支援室長
	保育幼稚園課長
	介護高齢福祉課長
	相談支援室長
	地域包括支援センター所長

	保険年金課長
	健康推進課長
建設部	住宅課長
教育委員会事務局	学校教育課長
	生涯学習課長
上野総合市民病院事務局	病院総務課長
伊賀市社会福祉協議会事務局長	

附 則

この告示は、令和5年7月21日から施行する。